
証券取引審議会専門委員会の「株券振替決済制度について」の報告

証取審・昭57.12.9

証券取引審議会は、去る12月9日、総会を開催し、株券振替決済制度について、同審議会専門委員会が取りまとめた「株券振替決済制度について（報告）」及び「株券振替決済制度要綱案」を了承し、発表した。

証券取引審議会では、株式の流通及び保管の合理化をさらに徹底させるためには、株券振替決済制度の本格的導入が不可欠であり、立法措置を含む基本的検討が必要であるとの観点から、昭和54年11月に株券振替決済制度を審議テーマとして取り上げるとともに、これを専門委員会で検討することを決定した。

同専門委員会では、同年12月以来、①同制度導入の必要性、②株券の流通、保管及び株券を発行している会社（発行会社）と株主の関係等同制度の基本的仕組み、③同制度の構成者、特に受寄機関の組織形態、構成等、④同制度実施に当たっての技術的、実務的問題等について、これまで13回にわたって検討を進めてきたが、このほどこれまでの検討結果の全体的な取りまとめを行い、総会に報告、了承を得たものである。

同報告は、①同制度導入の必要性、②同制度の基本的仕組み、③同制度の構成者、④同制度の実施に当たっての技術的、実務的問題点、⑤今後の取り扱いに当たって留意すべき事項一の5部からなっており、その結論を、①株券振替決済制度の目的等、②株券振替決済センター（仮称）、③参加者、④株券等の振替決済一の4部からなる要綱案として、取りまとめている。

同報告及び要綱案の全文は次のとおりである。

株券振替決済制度について（報告）

昭和 57 年 12 月 9 日

証券取引審議会専門委員会

わが国経済の成長、発展につれて株式の発行量及び流通量は、逐年増加を続け、これに対応して、株券の流通及び保管についても各種の合理化が図られてきた。法制面では、商法において、株式の譲渡方法につき裏書譲渡等の方法に代えて株券の交付による簡易な方法が採用されるとともに、紛失、盗難等株券保管に伴う危険を回避するため、株券不所持制度も導入された。また、実体面では、顧客と証券会社間における株券の移動をできるだけ省略するため、株券の保護預り制度が普及するとともに、取引所取引については、株券を一定の機関（受寄機関）に寄託し不動化するるとともに、決済に係る株券の受渡しを、関係当事者間の契約に基づき、株券の交付に代えて口座上の振替記帳で処理する株券振替決済制度が部分的に実施された。

しかし、今後株式の流通及び保管の合理化をさらに徹底させるためには、株券振替決済制度の本格的導入が不可欠であり、立法措置を含む基本的検討が必要となった。このため、証券取引審議会は、昭和54年11月に本制度を審議テーマとして取り上げるとともに、これを専門委員会で検討することを決定した。

専門委員会は、関係各界からの特別委員の参加を得て、同年12月以来①本制度導入の必要性、②株券の流通、保管及び株券を発行している会社（発行会社）と株主の関係等本制度の基本的仕組み、③本制度の構成者、特に受寄機関の組織形態、構成等、④本制度実施に当たっての技術的、実務的問題等についてこれまで13回にわたって検討を重ねてきた。

検討の成果は必要に応じ、その都度証券取引審議会に報告してきたところであるが、今般これまでの検討結果の全体的なとりまとめを行い得る段階となったので、これを下記のとおりとりまとめるとともに、その結論を「株券振替決済制度要綱案」(別紙)として報告する。

記

第1. 本制度導入の必要性

第2. 本制度の基本的仕組み

1. 対象株券等の範囲

2. 株券の流通及び保管

3. 株主と発行会社の関係

第3. 本制度の構成者

1. 受寄機関

2. 参加者

第4. 本制度の実施に当たっての技術的、実務的問題点

第5. 今後の取り運びに当たって留意すべき事項

第1. 本制度導入の必要性

1. 近年におけるわが国経済の規模拡大にはめざましいものがあり、これに伴い株券の発行量や流通量も急速に増加している。このため、証券取引所、証券会社、金融機関、発行会社等関係諸機関の株式の発行や流通に伴う株式関係の事務量やこれに要する費用も増加を続けつつあり、このような傾向は今後もますます強まることが予想される。
2. 東京証券取引所(以下、「東証」という。)においては、このような事態に対処するため、早くから「株券振替決済制度」を試験的に実施するとともに、昭和46年7月からは、混蔵寄託方式による株券振替決済制度を段階的に実施し、拡充してきている。現行株券振替決済制度は、東証の売買取引を対象に、本制度の参加者である会員証券会社

が、顧客から寄託を受けた株券と自己の所有する株券を取引所の指定する受寄機関（日本証券決済株式会社）に寄託し、株券の受渡しに係る決済を受寄機関に設けられた会員証券会社の口座間の振替記帳で済ませる制度であり、これは現行商法等の枠内で契約に基づき可能な限り合理化を図ったものとなっている。本制度はこれまで東証の売買取引の決済に伴う株券の受渡しの合理化並びに会員証券会社の株券の受渡事務及び保管事務の合理化に貢献してきたところであるが、以下のような不備な点があり、その改善、合理化が必要となっている。

- (1) わが国では記名株式制度が定着しており、株主が権利行使を行う場合には株主名簿上の名義書換を行う必要があるため、
 - イ．発行会社の決算期が集中する時期（3月、9月）に名義書換のための寄託株券の大量返還（株券の期末返還）が生じ、日本証券決済株式会社等関係諸機関の対応が繁忙を極める。
 - ロ．また、名義書換済の株券は顧客ごとに分別保管することを要することから、これら株券については受寄機関への寄託ができず、売買の都度、現実の受渡しを行わなければならないので、こうした株式事務を取り扱う証券会社等にとって大きな負担となっている。

- (2) 現行制度は、一般投資家との関係では東証の受託契約準則及び日本証券業協会の保護預り約款等の契約並びに投資家別に株券を区分せず一括して保管する混蔵保管に伴う法理論としての混蔵保管理論に基盤を置いており、法的裏付けを持つ制度に比べ、株主の権利保護の面で欠けるところがある。

- (3) 現行制度は、東証の上場株券についての売買取引に対象が限定され、店頭売買株券及び東証以外の取引所における取引等はその対象からはずされているほか、担保取引が円滑に機能していないため、

合理化効果が限定されている。

3. 従って、今後の発行量及び流通量の増加に対応して、この際、関係諸機関の株式関係の事務量やその費用負担の軽減、合理化を図り、あわせて、東証の現行制度の不備な諸点を改善することが緊要であり、このため法律に基礎を置いた本格的な株券振替決済制度の導入が必要である。

なお、株券振替決済制度は、西ドイツにおいては戦前から実施されているほか、フランス（1949年）、アメリカ（1968年）、オランダ（1971年）等でも既に実施に移され、合理化効果を挙げつつあることから、その導入の必要性は高いと考えられる。

第2. 本制度の基本的仕組み

本制度の基本的仕組みについては、専門委員会において昭和54年12月から昭和57年2月にかけて、現行の東証における株券振替決済制度の不備な点を改善し、本格的な株券振替決済制度を導入するとの観点から、主として制度の実務的、実体的な側面からの検討を行い、その基本的仕組みを「株券振替決済制度要綱（メモ）」の形でとりまとめ、証券取引審議会に報告した。これを受けて、法制審議会商法部会（部会長鈴木竹雄氏）は、本制度の商法等私法的側面からの検討を行い、「株券振替決済制度試案」として中間的とりまとめを行い、関係者の意見を求めるため本年10月にこれを公表した。

従って、株券振替決済制度要綱案の全体的とりまとめに当たっては、商法等私法的な側面に関する部分については、「株券振替決済制度試案」の内容を盛り込むこととした。

1. 対象株券等の範囲

対象株券等の範囲については、新制度移行に伴う発行会社の新たな負担と本制度の利用者の利便に配慮しつつできるだけ合理化効果を高

めるため、次のとおりとする。

- (1) 証券取引所に上場されている株券
- (2) 店頭登録及び店頭登録扱い株券のうち大蔵大臣の指定を受けたもの
- (3) 新株引受権証書 ((1)及び(2)の株券に係るものに限る。)
- (4) 上記(1)～(3)の他政令で定めるもの

2. 株券の流通及び保管

(1) 株券の流通及び保管については、東証の現行株券振替決済制度が円滑にその機能を果たしつつあることにかんがみ、基本的にはこの仕組みを踏まえることが適当であり、本制度を本格的に導入する場合の基本的仕組みは次のとおりとする。

イ. 顧客は参加者へ、参加者は受寄機関へそれぞれ株券等を寄託し、受寄機関はこれを区分せず一括して混蔵保管する。

ロ. 顧客又は参加者は、混蔵保管されている株券等についてその持分に応じた共有権を取得する。

ハ. 寄託された株券等に関する権利の移転、担保権の設定・解除は、株券等の交付に代えて受寄機関又は参加者の口座上の振替記帳によって行う。

(2) このような基本的仕組みをもとに、法制審議会商法部会で法律的検討が行われた結果、次の諸点につき、商法に関連した立法措置が必要であるとされた。

イ. 参加者は、顧客の承諾がない場合を除き、寄託株券を受寄機関に再寄託できる。

ロ. 参加者が顧客から寄託を受けた株券につき顧客口座に所要の記載をしたときは、その株券は受寄機関に寄託されたものとみなす。

ハ. 参加者は遅滞なく、上記ロの株券を受寄機関に提出しなければ

ならない。また、顧客は参加者に寄託した株券につき、受寄機関に寄託すべき旨を参加者に請求できる。

ホ. 受寄機関は、参加者から寄託株券を受け取ったときは、参加者口座簿に所要の事項を記載するものとし、これら寄託株券は参加者又は顧客ごとに区別せずに混蔵保管できる。

ヘ. 混蔵保管中の株券について滅損が生じたときは、受寄機関及び参加者は、連帯して填補責任（無過失責任）を負う。

ニ. 株式を譲渡し又は質権の目的とするにつき、参加者口座簿又は顧客口座簿の寄託株券に関する記載の変更をもって株券の交付とみなす。

ト. 参加者又は顧客は、何時でも受寄機関又は参加者にその寄託株券に相当する株券の交付を請求できる。

3. 株主と発行会社の関係

(1) 記名株式制度が定着しているわが国において、東証が当面している寄託株券の期末返還の煩雑さを回避し、常時株券の円滑な流通を確保するためには、寄託株券の株主名簿上及び券面上の名義を受寄機関名義に統一するとともに、混蔵保管制度を導入して、寄託者とその所有に係る特定の株券との対応関係を絶ち寄託者が寄託株券全額につき、各々その共有持分を所有することにより、株式の譲渡等を口座上の振替記帳によって処理することを可能ならしめる制度が不可欠である。

(2) かかる制度の下では、株主は、株主名簿上の株主である受寄機関と、受寄機関の背後にいて当該株式につき実質上の株主として権利を行使すべき者（以下、「実質株主」という。）に分かれることとなる。この場合、実質株主が発行会社に対して配当金の受領や議決権の行使等の権利行使をする方法としては、実質株主が発行会社に対

して直接、権利行使をする方式（直接方式）と、受寄機関を通じて間接的に権利行使をする方式（間接方式）がある。

株券振替決済制度を既に実施している諸外国においては、間接方式が採用されているが、わが国では記名株式制度の下で株主が直接発行会社に対して権利行使を行うことが定着しており、また、発行会社と株主間のコミュニケーションの強化が必要とされている現状にかんがみ、本制度の本格的導入に当たっては、直接方式を採用することが適当である。

(3) また、直接方式を採用するに当たっての具体的仕組みとしては、次のとおりとする。

イ. 発行会社は、参加者が集团的権利行使の際に実質株主の意思を確認したうえで作成し、提出する実質株主表に基づき、実質株主名簿を作成しなければならない。

ロ. 実質株主は、実質株主名簿に株主としての記載がなされていれば、発行会社に対して株主としての権利行使をすることができる。

ハ. 発行会社は、参加者との間の個別の取決めにより、期中において実質株主でなくなった者について、参加者からの抹消通知に基づいて実質株主名簿の抹消を行うことができる。

(4) このような基本的仕組みをもとに、法制審議会商法部会で法律的検討が行われた結果、次の諸点につき商法に関連した立法措置が必要であるとされた。

イ. 受寄機関は、寄託された株券につき、相当の時期に、受寄機関名義への書換を請求しなければならない。

ロ. 株主名簿上、受寄機関名義となっている株式について、受寄機関は、株券の発行等株券に関するものを除き、株主として権利を行使することができない。

- ハ. 発行会社は、受寄機関からの通知に基づいて実質株主名簿を作成しなければならない。
- ニ. 受寄機関は、発行会社の請求により、実質株主が実質株主でなくなった場合等にはその旨を通知しなければならない。
- ホ. 実質株主名簿の記載は、株主の権利行使に関し、株主名簿の記載とみなされる。

第3. 本制度の構成者

1. 受寄機関

- (1) 受寄機関は、参加者から株券等の寄託を受け、その株券等を保管するとともに、各参加者の口座を管理する業務を処理する本制度の中核となる機関であり、口座管理及び保管に関する業務を公正、的確かつ効率的に処理することが必要である。
 - (2) 受寄機関の基本的仕組みについては、本制度が株券等の受渡し及び保管の合理化を図り、株式流通の円滑な機能を維持することをめざすものであることにかんがみ、上記(1)に配慮して次のとおりとする。
 - イ. 受寄機関は、単一かつ特別の法人形態とする。
 - ロ. 受寄機関は、参加者の口座管理及び寄託株券等の保管等の業務を行う。
 - ハ. 受寄機関は、その業務の一部を他に委託することができる。
- さらに、受寄機関の具体的設立に当たっては、次の諸点等につき、立法措置が必要である。
- イ. 受寄機関の法人形態については、本法人の目的を達成するため、効率性、機動性の観点からは株式会社形態が優れた面をもっているが、受寄機関には営利性がないこと、及び組織、機構の公共性、信頼性、公正さ、中立性を確保することを重視すべきことか

前項から株式会社形態の利点も生かしやすい特別の法人形態である認可
法人とする。

ロ。受寄機関への出資は、証券取引所、証券会社、銀行等本制度の
関係者が行い、政府出資は行わない。

ハ。受寄機関の機構としては、役員として理事長、理事、及び監事
を置くとともに、重要事項を審議決定するため、経営委員会を置
く。

経営委員会は、出資した者（その者が法人である場合には、そ
の代表者）及び受寄機関の業務の適正な運営に必要な学識経験を
備有する者のうちから任命される委員並びに理事長及び理事をもつ
て組織する。

ニ。業務運営については、業務の効率化と簡素な受寄機関の実現を
図るため、その業務の一部を他に委託することができる。

ホ。主務大臣は、受寄機関の業務に関し必要があると認めるとき
は、立入検査等必要な監督を行う。

2. 参 加 者

参加者は、受寄機関とならぶ本制度の重要な構成者であり、株主の権
利保護と利便に配慮しつつ、できるだけ広い範囲からの参加を可能なら
しめるため、次のとおりとする。

(1) 本制度の参加者として、受寄機関に口座を有することのできる者
は、証券会社、証券取引所、証券金融会社、銀行、信託会社その他
政令で定める者とする。

(2) これらの者の受寄機関への口座開設の承認は、その申請に基づ
き、経営委員会において行う。

(3) 主務大臣は、参加者が本制度において行う業務に関し、必要があ
ると認めるときは立入検査等必要な監督を行う。

第4. 本制度の実施に当たっての技術的、実務的問題点

1. 本制度の導入に伴い、売買取引、担保取引等における株券の受渡し方法が変更されるとともに実質株主の把握やその具体的権利行使に関連して、新たに実質株主関係事務が生じる等の問題があり、その取扱いについての技術的、実務的な対応が必要となる。このため、専門委員会の下に、実質株主関係事務及び担保取引のあり方に関する検討を行うため、2つのワーキング・グループを設け、これらの問題について検討を行った。
2. 実質株主関係事務に関するワーキング・グループにおいては、(1)実質株主表の具体的作成方法（実質株主表の使用文字等）、(2)実質株主名簿の抹消報告の具体的作成方法（報告の頻度等）、(3)実質株主管理（実質株主の本人確認方法、諸届の受理・保管方法等）、(4)名寄せの範囲と方法（実質株主間及び実質株主と一般株主との名寄せの範囲と方法等）につき技術的、実務的検討を行った。
3. 担保取引に関するワーキング・グループにおいては、金融界における標準的な株券担保取引を基本に、本制度の対象となる有価証券はすべて担保取引の対象とすることとして、技術的、実務的検討を行った。
4. その結果、本制度は事務手続の面からみて基本的にその実施に支障がないことが確認されたが、その細目については、事情の推移に応じて、さらに技術的、実務的検討が行われる必要がある。
5. なお、本委員会においては、これらの技術的、実務的問題点の検討に関連して、本制度実施に伴う合理化効果を検討するため、新制度下での関係者の費用負担軽減の程度について、一定の条件を設定して試算を行った。
その結果、本制度定着後において、これらの条件が満たされた場合

には、全体的には、相当の費用負担の軽減効果があるものと見込まれる。

第5. 今後の取り運びに当たって留意すべき事項

本委員会は、概略上記のような基本的考え方に基づいて、「株券振替決済制度要綱案」をとりまとめた。本要綱案は、本制度の基本的な仕組みを明らかにしたものであり、今後、法制化され実施に移される過程においては、さらに、法務省及びその他本制度の利害関係者等との詳細な調整が必要であるので、その際は本報告書の考え方を基本として、行政当局で適切に処理されることを希望する。

また、行政当局においては、諸般の事情を十分に勘案しながら、速やかに本制度の法制化の準備を進めることを併せて希望する。

以上

(別紙)

株券振替決済制度要綱案

第1. 株券振替決済制度の目的等

1. 制度の目的

株券等の受渡し及び保管の合理化を図るため、株式等の譲渡又は質権に係る要件及び株主の権利行使に関する商法の特例を定め、振替決済の制度を確立することにより、株券等の円滑な流通を増進し、もって国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

2. 定義

(1) 「参加者」とは、証券会社、証券取引所、証券金融会社、銀行、信託会社その他政令で定める者（以下、「証券会社、銀行等」といふ。）であって第2の株券振替決済センターに口座を有する者をい

う。

- (2) 「口座振替」とは、株式等の譲渡又は質入れにつき、株券等の交付に代えて、第2の株券振替決済センター又は参加者が管理する口座に委託株券等に関する変更を記帳することをいう。

第2. 株券振替決済センター（仮称）

1. 法人の目的等

(1) 法人の目的

株券振替決済センター（以下、「センター」という。）は、株券等に係る口座振替業務を公正、的確かつ効率的に処理するため、これに必要な口座管理及び保管に関する業務を行うことを目的とする。

(2) 法人格及び数

センターは法人とし、一を限り、設立されるものとする。

(3) 事務所

センターは、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(4) 資本金

イ. センターの資本金は、その設立に際し、証券会社、銀行等が出資する額の合計額とする。

ロ. センターは、必要があるときは、増資を行うことができる。

ハ. 出資者は、センターの承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

- (5) 名称制限、登記及び民法の準用（法人の不法行為能力及び法人の住所）については、他の認可法人の例による。

2. 設 立

(1) 発起人

センターを設立するには、第1、1の制度の目的に関して専門的な知識及び経験を有する者10人以上が発起人となることを必要とす

る。

(2) 定款の作成等

発起人は、速やかにセンターの定款を作成し、センターに対する出資を募集しなければならない（定款に記載すべき事項は、他の認可法人の例による）。

(3) 設立の認可等

発起人は、(2)の募集が終わったときは、速やかに、定款を大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(4) 事務の引継ぎ及び設立の登記については、他の認可法人の例による。

3. 経営委員会

(1) 設置

センターに、経営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(2) 権限

次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

イ. 定款の変更

ロ. 業務方法書の作成及び変更

ハ. 参加者口座開設規程（仮称）の作成及び変更

ニ. 顧客寄託規則（仮称）の作成及び変更

ホ. 増資及び持分の譲渡

ヘ. 予算及び業務計画

ト. 決算

チ. 参加者口座の設定及び廃止

リ. その他委員会が特に必要と認める事項

(3) 組織

委員会委員は委員10人程度並びにセンターの理事長及び理事をもつ

て組織する。

ロ. 委員会に、委員長一人を置き、センターの理事長をもって充てる。

(4) 委員の任命

委員は、出資した者（その者が法人である場合には、その代表者）及びセンターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、センターの理事長が、大蔵大臣の認可を受けて任命する。

(5) 委員の任期、解任及び報酬については、他の認可法人の例による。

(6) 議決の方法

イ. 委員会は、委員長又は委員長の職務を代理する者のほか、委員及びセンターの理事のうち半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

ロ. 委員会の議事は、出席した委員長、委員及びセンターの理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

ハ. 大蔵大臣が指名するその職員は、イの会議に出席し、意見を述べることができる。

(7) 委員の秘密保持義務及び公務員たる性質については、他の認可法人の例による。

4. 役員等

(1) 役員

センターに、役員として理事長1人、理事2、3人程度及び監事1人を置く。

(2) 役員の仕事及び権限

イ. 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

ロ. 理事は、理事長の定めるところにより、センターを代表し、理

事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

ハ. 監事は、センターの業務を監査する。

(3) 役員 の 任命

イ. 理事長及び監事は、大蔵大臣が任命する。

ロ. 理事は、理事長が、大蔵大臣の認可を受けて任命する。

(4) 役員 の 任期、欠格条項、解任、兼職禁止、代表権の制限、職員 の 任命については、他の認可法人の例による。

(5) 役員及び職員等の秘密保持義務並びに公務員たる性質については、3、(7)に準ずる。

5. 業 務

(1) 業務の範囲

イ. センターは、1、(1)の目的を達成するため、次の業務を行う。

(イ) 第4によりセンターに寄託された株券等を保管すること。

(ロ) 参加者口座簿の管理及び当該口座簿に係る口座振替を行うこと。

(ハ) 第4、4、(3)による通知を行うこと。

(ニ) (イ)～(ハ)の業務に附帯する業務

(ホ) (イ)～(ニ)のほか1、(1)の目的を達成するため必要な業務

ロ. センターは、イ、(ホ)の業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(2) 業務の委託

センターは、大蔵大臣の認可を受けて、(1)、イの業務（(ロ)の参加者口座簿の管理に関する業務を除く。）の一部を大蔵大臣の指定する者に委託することができる。

(3) 業務方法書等

イ. センターは、業務開始の際、業務方法書、参加者口座開設規程及び顧客寄託規則を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

ロ. イの業務方法書には株券等の保管及び口座振替に伴う手数料に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

(4) 資料提出の請求等

センターは、その業務を行うため必要があると認めるときは、参加者及び(2)の大蔵大臣の指定を受けた者（以下、「受託者」という。）に対し、資料の提出を求めることができる。

6. 財務及び会計

(1) 事業年度

センターの事業年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

(2) 予算の届出等

センターは、毎事業年度、予算を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(3) 財務諸表

イ. センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下、「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に大蔵大臣に提出しなければならない。

ロ. センターは、イにより財務諸表を大蔵大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(4) 大蔵省令への委任

(1)～(3)のほか、センターの財務及び会計に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

7. 監 督

(1) 監督

イ. センターは、大蔵大臣が監督する。

ロ. 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(2) 報告及び検査

大蔵大臣は、必要があると認めるときは、センター又は受託者に対し、当該業務に関し報告をさせ、又はその職員に当該事務所に立ち入り、当該業務に関し帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8. そ の 他

(1) 定款の変更

センターの定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 解散

センターの解散については、別に定める。

第3. 参 加 者

1. 口座開設等の申請等

(1) 証券会社、銀行等がセンターに口座を開設しようとするときは、センターの承認を受けなければならない。口座を廃止しようとするときも同様とする。

(2) センターは、(1)により承認を与えたときは、速やかに、大蔵大臣に報告しなければならない。

2. 他法との関係

参加者及び受託者は、他の法律の規定にかかわらず、第4の業務を行うことができる。

3. 顧客口座簿の管理及び当該口座簿に係る口座振替に従事する参加者の役員及び職員の秘密保持義務並びに公務員たる性質については、第2, 3, (7)に準ずる。

4. 監督

参加者が行う2の業務については、第2, 7, (1)及び(2)を準用する。

第4. 株券等の振替決済

1. 対象有価証券

(1) 第4は、次に掲げる株券について適用される。

イ. 証券取引所に上場されている株券

ロ. 流通状況がイの株券に準ずるものとして政令で定める株券で蔵大臣の指定を受けたもの

(2) (1)の株券に係る新株の引受権を表示する証書、外国法人の発行する株券（証券取引所に上場されているものに限る。）その他政令で定める証券又は証書については、第4（4を除く。）を準用する。

2. センターへの寄託等

(1) センターへの寄託等

イ. 参加者は、その所持する株券をセンターに寄託することができる。ただし、顧客から寄託されたものにつき、顧客の承諾がないときは、この限りでない。

ロ. 顧客から寄託を受けた株券をセンターに寄託するには、参加者は、顧客口座簿に主務省令で定める事項を記載しなければならない。

ハ. 参加者がイの株券につきロの記載をしたときは、その株券はセ

ンターに寄託されたものとみなす。この場合においては、参加者は、その株券を他に所持する株券と区分して保管しなければならない。

ニ．参加者は、遅滞なく、ハの株券をセンターに提出しなければならない。ただし、顧客に交付すべきものについては、この限りでない。

ホ．参加者に株券を寄託した顧客は、その株券をセンターに寄託すべき旨を参加者に対して請求することができる。

ヘ．ホによる請求がなされたときは、参加者は、直ちにロの記載をしなければならない。

(2) センターにおける取扱い

イ．センターは、寄託株券を受け取ったときは、直ちに、参加者口座簿に主務省令で定める事項を記載しなければならない。この場合において、(1)、ニによって提出されたものについては、参加者顧客分として、参加者自己分と区別して記載しなければならない。

ロ．センターに寄託された株券（(1)、ハの株券を含む。）は、参加者又は顧客ごとに区分せずに保管することができる。

ハ．ロによる保管（以下、「株券混蔵保管」という。）は、センターが自らし、又は参加者若しくは第2、5、(2)に基づき受託者にさせることができる。

ニ．センターは、イによる記載をした株券につき、参加者に交付したものを除き、相当の時期に、自己名義への名義書換えの請求をしなければならない。

(3) 帳簿の記載

参加者若しくは顧客又はその寄託株券につき変更があったとき

は、センター及び参加者は、直ちに、参加者口座簿又は顧客口座簿にその変更を記載しなければならない。

(4) 株券の交付請求

イ. 参加者又は顧客（顧客口座簿に記載のある者）は、何時でも、その寄託株券に相当する株券の交付を請求することができる。ただし、顧客は参加者に対して請求しなければならない。

ロ. 質権者は、センター又は参加者に対し、当該質権に係る株券の交付を請求することができる。ただし、質権者が顧客である場合にあっては、参加者に対して請求しなければならない。

ハ. ロにおいて、センターが質権者に株券を交付したときは、関係者に対し、通知をしなければならない。

(5) てん補義務

株券混蔵保管中の株券について減損が生じたときは、センター及び参加者は連帯してこれをてん補しなければならない。ただし、減損につき責めに任ずべき者に対する求償権の行使を妨げない。

3. 株式の譲渡及び質入れ

株式を譲渡し、又は質権の目的とするにつき、参加者口座簿又は顧客口座簿の寄託株券に関する記載の変更は、株券の交付とみなす。

4. 発行会社との関係

(1) センターの権利能力

1, (1), イ及びロに掲げる株券を発行している会社（以下、「発行会社」という。）において、2, (2), ニによる名義の書換え又は株式の発行により株主名簿にセンターが株主として記載されているときは、センターは株券に関するものに限り、株主として権利を行使することができる。

(2) 実質株主名簿

イ。発行会社は、株主名簿にセンターが株主として記載されている株式につき、実質上の株主として権利を行使すべき者（以下、「実質株主」という。）を記載する実質株主名簿を備え置かなければならない。

ロ。(3)によるセンターからの通知又は株式の発行があったときは、実質株主名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (イ) 実質株主の氏名及び住所
- (ロ) 各実質株主の有する株式の額面無額面の別、種類及び数
- (ハ) 各株式の取得の年月日

ハ。株主及び債権者は、何時でも、実質株主名簿の閲覧又は謄写をすることができる。

ニ。実質株主名簿について名義書換代理人を置くことができる。

(3) センターによる通知

イ。センターは、発行会社が、商法第224条ノ3の規定により、株主名簿を閉鎖し若しくは基準日を定め、又は同法第280条ノ4第2項の規定により割当日を定めた場合において、その閉鎖の時若しくは基準日又は割当日において実質株主である者につき、参加者又は顧客の申出に基づき、(2)ロ、(イ)及び(ロ)に掲げる事項又は前にした通知の後に生じた(2)ロ、(イ)及び(ロ)に掲げる事項の変更（株式の発行によるものを除く。）を通知しなければならない。

ロ。センターは、発行会社の請求により、実質株主が実質株主でなくなったこと又はその株式数の減少を通知しなければならない。

ただし株主名簿閉鎖期間中は、この限りでない。

(4) 実質株主名簿の効力

イ。発行会社に対する株主の権利の行使（株券の発行に関するものを除く。）に関しては、実質株主名簿の記載は、株主名簿の記載

とみなす。

ロ. 発行会社は、株主名簿に記載された株主と実質株主名簿に記載された実質株主とが同一人と認められるときは、その両者の持株数を合算して取り扱わなければならない。

5. そ の 他

(1) 省令への委任

第4のほか、株券等の振替決済に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(2) その他罰則等について所要の整備を行う。

*

*